

高齢者・障がい者の方向け防災対策

ヘルプカード・ヘルプマーク

高齢者や障がいがある方などが、自分から支援を求めることが困難な時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード(マーク)です。普段から持ち歩く、鞄等につけるなどして持ち歩きましょう。

ヘルプカードは、市役所受付や障がい者福祉課、長寿はつらつ課及び危機管理課の窓口、福祉の里、老人福祉センター、第二老人福祉センター、各高齢者相談センター、各高齢者いきいき広場などで配付しているほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。



ヘルプマークは、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課、こども支援課、保育課、こども給付課及び危機管理室の窓口、福祉の里、保健センターで配付しています。

その他、障がいによって備えておくこと

視覚障がいのある方

白杖、点字盤、盲導犬のエサや水分

聴覚障がいのある方

SOSカード(障がい者福祉課で配布)、補聴器の電池、筆記用具やメモ帳



SOSカード

知的障がいのある方

薬の処方箋の明細、医療機関のリスト

精神障がいのある方

薬の処方箋の明細、医療機関のリスト

難病患者・内部障がいのある方

薬の処方箋の明細、医療機関のリスト
※人工呼吸器、酸素供給器等の医療器材を利用している方は、必要な医療材料(吸引チューブ、滅菌ガーゼ等)を確認し、定期的な器材の点検や予備の準備(予備バッテリーの定期充電等)をしておきましょう。
※オストメイトの方は、数日分の予備を準備しておきましょう。

肢体不自由のある方

杖、車椅子用雨具、車椅子など補装具の定期的な点検、薬の処方箋の明細、医療機関のリスト

災害発生時の注意点

●大雨時に市からの避難情報を確認したら

市は、警戒レベルに応じて3段階の避難情報(14ページ)を発令しますが、避難に時間がかかる方は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

また、夜間等、市が開設する避難場所への立ち退き避難が困難な場合、近隣の安全な場所へ避難してください。

浸水想定区域内にお住まいの方は、高い場所を、土砂災害警戒区域内にお住まいの方は、頑丈な建物かつ高い場所を、あらかじめ確認しておきましょう。その他、15ページに記載している、川の水位などの情報を収集する方法を確認しておきましょう。

●薬の確保

普段使用している薬を必ず持って避難しましょう。また、医師の指示どおりに服用することを忘れないようにしましょう。



●安全な避難のために

災害時は、普段と大きく様相が異なります。大地震の後は道路上に障害物が散乱し、大雨時は道路の冠水やマンホールが外れていることもあります。できるだけ一人で行動しないようにしましょう。



避難行動要支援者制度

以下の要件に該当する方のうち、あらかじめ町内会などに個人情報を提供することに同意する方は、市役所に申し出ることにより、支援者を登録し、災害時における避難支援体制を整備する制度です。ただし、災害時の支援を確約するものではなく、災害の状況によっては支援できないこともあります。

制度全般の問合せは危機管理室(048-477-2502)へ、登録を希望する方で、要介護高齢者の方は長寿はつらつ課(048-424-9611)又は介護保険課(048-477-6892)へ、障がい・認知症高齢者の方は介護保険課(048-477-6892)へ、障がい者及び難病者の方は障がい者福祉課(048-477-6891)へ申し出てください。

対象	要件
要介護高齢者	75歳以上の者のみの世帯かつ要介護1以上の者
障がい・認知症高齢者	① 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がA1、A2、B1、B2、C1又はC2の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度がIIa、IIb、IIIa、IIIb、IV又はMの者 ③ 認定調査項目「視力」が「3.目の前に置いた視力確認表の図が見える」以上の者 ④ 認定調査項目「聴力」が「1.普通」以外の者
障がい者	① 身体障がい者手帳の交付を受けている者で、等級が1級又は2級の者 ② 療育手帳の交付を受けている者で、Ⓐ又はAに該当する者 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者で、等級が1級の者
難病者	① 障害者総合支援法による支援を受けている難病者 ② 障がい児通所支援施設に通所している難病児